

疾病入院保険金支払特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする疾病入院保険金支払特約付帯保険契約をいいます。 （注）疾病入院保険金支払特約付帯保険契約が終了日前に解除されていた場合にはその解除日をいいます。
契約年齢	この疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の初日における被保険者の年齢をいいます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害をいいます。
疾病入院保険金支払特約付帯保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病入院保険金日額	保険証券記載の疾病入院保険金日額をいいます。
疾病を発病したとき	被保険者以外の医師の診断による発病のときをいいます。
傷害	① 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害 ② 上記①の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
初年度契約	継続契約以外の疾病入院保険金支払特約付帯保険契約をいいます。
入院日数	入院を開始した日から入院を終了した日（いずれもその日を含みます。）までの期間中に入院した延日数をいいます。
病院等	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める介護療養型医療施設を除きます。 ② 上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設

保険期間	保険証券記載の保険期間（注）をいいます。 （注）この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当会社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間をいいます。
保険契約締結	この特約を保険期間の途中で付帯する場合を含みます。
「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、日本国内または国外において被保険者が疾病を発病し、保険期間中にその治療を直接の目的とした入院を開始した場合において、保険証券記載の入院日数以上その入院が継続したときは、この特約および普通保険約款の規定に従い、１回の入院につき、次の算式によって算出した額を疾病入院保険金として被保険者に支払います。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{疾病入院保} & & \text{入 院 日 数} & & \text{疾病入院} & & \\ \text{険金日額} & \times & \text{（注 １）} & = & \text{保険金の額} & & \end{array}$$

（２）（１）の期間には、臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 104 号）第 6 条（臓器の摘出）の規定によって、同条第 4 項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注 2）であるときには、その処置日数を含みます。

（３）被保険者が疾病入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに疾病入院保険金の支払を受けられる疾病を発病した場合においても、当会社は、重複しては疾病入院保険金を支払いません。

（４）普通保険約款第 7 条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する入院保険金（注 3）と、（１）に規定する疾病入院保険金が重複して支払われる場合には、当会社は、これらの金額のうち、いずれか高い金額を支払います。

（５）普通保険約款第 8 条（通院保険金の支払）に規定する通院保険金（注 4）と、（１）に規定する疾病入院保険金が重複して支払われる場合には、当会社は、これらの金額のうち、いずれか高い金額を支払います。

（６）この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病したときが、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病入院保険金の額と、疾病を発病したときの保険契約の支払条件により算出された疾病入院保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

- (注1) 保険証券記載の支払限度日数を限度とします。保険期間(注5)中の入院の通算支払限度日数については、保険証券記載の通算支払限度日数を限度とします。
- (注2) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (注3) 傷害を被った直接の結果として支払われるものをいい、この保険契約に付帯された他の特約の規定により支払われるものを含みます。
- (注4) 傷害を被った直接の結果として支払われるものをいい、この保険契約に付帯された他の特約の規定により支払われるものを含みます。
- (注5) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約が継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた疾病に対しては、疾病入院保険金を支払いません。
- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 疾病入院保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、疾病入院保険金を支払います。
 - ⑤ 被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用。ただし、治療を目的として医師がこれらの物を用いた場合は、疾病入院保険金を支払います。
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥および⑦の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当社は、次のいずれかに該当するときは、疾病入院保険金を支払いません。
- ① 被保険者の先天性異常
 - ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる場合のその疾病については、疾病入院保険金を支払います。
 - ③ 被保険者の別表1に掲げる精神障害
 - ④ 頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 疾病入院保険金を受け取るべき者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(注6) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（他の身体の障害の影響）

(1) 疾病入院保険金の支払の対象となっていない身体の障害の影響によって、疾病入院保険金を支払うべき疾病の程度が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは疾病入院保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより疾病入院保険金を支払うべき疾病の程度が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第5条（入院の取扱い）

(1) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった疾病（注）によって再入院した場合、再入院を証する書類があるときは、継続した1回の入院とみなします。ただし、その再入院が保険期間中に開始した場合に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に被保険者が再入院した場合は、その再入院は前の入院とは異なった入院とみなします。

(3) 疾病入院保険金が支払われるべき入院中に、疾病入院保険金が支払われるべき他の疾病を発病した場合は、当初の疾病入院保険金が支払われるべき入院とその後の疾病入院保険金が支払われるべき入院とをあわせて1回の入院とみなします。

(4) 疾病入院保険金の支払の対象となっていない入院中に、疾病入院保険金を支払うべき他の疾病を発病した場合は、その疾病入院保険金を支払うべき疾病の治療を開始したときに入院したものとみなします。

(注) 入院の原因となった疾病と医学上重要な関係がある疾病を含みます。

第 6 条（保険責任の始期および終期）

（１）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（注）に始まり、末日の午後４時に終わります。

（２）（１）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（３）保険期間が開始した場合においても、被保険者の開始した入院が次のいずれかに該当するときは、当会社は、疾病入院保険金を支払いません。

① この疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収したときまでの期間中に発病した疾病による入院

② この疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収したときまでの期間中に開始した入院

③ この保険契約が継続契約である場合、疾病を発病したときが、この保険契約が継続されてきた各疾病入院保険金支払特約付帯保険契約の保険期間の開始時から、それぞれの保険契約の保険料を領収したときまでの期間中であったときは、その疾病によってこの保険契約の保険期間中に開始した入院

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第 7 条（保険期間と支払責任の関係）

（１）当会社は、保険期間中に被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）（１）の入院を開始した場合にかぎり、疾病入院保険金を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、疾病を発病したときが保険期間の初日より前であるときは、当会社は、疾病入院保険金を支払いません。

（３）（１）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、疾病を発病したときがこの保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、疾病入院保険金を支払いません。

（４）（２）および（３）の規定にかかわらず、当該疾病に関する医師の治療が終了した日からその日を含めて 2 年を経過した日の翌日以降は、当該疾病はなかったものとみなし（１）の規定を適用します。

第 8 条（入院を開始したときの通知）

（１）被保険者が第 2 条（保険金を支払う場合）（１）の入院を開始した場合は、保険契約者、被保険者または疾病入院保険金を受け取るべき者は、その日を含めて 30 日以内に、疾病の内容およびその程度、入院の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。

（２）（１）の場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または疾病入院保険金を受け取るべき者のいずれかに該当する者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病入院保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

(1) 疾病入院保険金の当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の入院が終了した時または同条の支払限度日数を経過した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者または疾病入院保険金を受け取るべき者が疾病入院保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に疾病入院保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、疾病入院保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として疾病入院保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に疾病入院保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に疾病入院保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの疾病入院保険金の請求に対して、当会社が疾病入院保険金を支払った後に、重複して疾病入院保険金の請求を受けたとしても、当会社は、疾病入院保険金を支払いません。

(5) 当会社は、疾病の内容またはその程度等に応じ、保険契約者、被保険者または疾病入院保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または疾病入院保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて疾病入院保険金を支払います。

(注) 普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。

第 10 条（契約年齢の計算）

契約年齢は、満年齢で計算します。

第 11 条（契約年齢または性別の誤りの訂正）

（１）被保険者の契約年齢に誤りがあった場合には、次の方法で処理します。

① 実際の契約年齢が、この保険契約の引受対象年齢の範囲（注１）外であった場合には、この特約は無効とし、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

② 実際の契約年齢が、この保険契約の引受対象年齢の範囲（注１）内であった場合には、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい契約年齢に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

（２）被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなし、既に払い込まれた保険料が正しい性別に基づいた保険料と異なるときは、その差額を返還または請求します。

（３）当会社は、保険契約者が（１）または（２）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注２）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（４）（１）および（２）の規定による追加保険料を請求する場合において、（３）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、誤った契約年齢または性別に基づいた保険料の正しい契約年齢または性別に基づいた保険料に対する割合により、疾病入院保険金を削減して支払います。

（注１）保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

（注２）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第 12 条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、次に掲げる普通保険約款の規定は適用しません。

- ① 第 3 条（保険金を支払わない場合－その 1）
- ② 第 4 条（保険金を支払わない場合－その 2）
- ③ 第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）
- ④ 第 11 条（保険責任の始期および終期）
- ⑤ 第 13 条（職業または職務の変更に関する通知義務）
- ⑥ 第 22 条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（２）および（５）
- ⑦ 第 26 条（事故の通知）
- ⑧ 第 27 条（保険金の請求）

第 13 条（普通保険約款等の読み替え）

（１）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第 1 条（用語の定義）「危険」の規定中、「傷害」とあるのは「疾病」
- ② 第 12 条（告知義務）の規定中「保険契約締結の際、」とあるのは「保険契約締結（この特約を保険契約の途中で付帯する場合を含みます。）の際、」
- ③ 第 12 条（告知義務）（３）③の規定中「第 2 条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「被保険者がこの特約第 2 条（保険金を支払う場合）の疾病を発病する前に」
- ④ 第 12 条（告知義務）（４）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「この特約第 2 条（保険金を支払う場合）（１）の入院を開始した後に」
- ⑤ 第 12 条（告知義務）（５）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した疾病による入院」
- ⑥ 第 19 条（重大事由による解除）（１）①の規定中「傷害を」とあるのは「疾病の原因となった事由を」
- ⑦ 第 19 条（重大事由による解除）（２）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した疾病による入院」
- ⑧ 第 19 条（重大事由による解除）（３）の規定中「傷害（注 3）の発生」とあるのは「入院（注 3）を開始」、「発生した傷害」とあるのは「開始した入院」
- ⑨ 第 19 条（重大事由による解除）（注 3）の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した疾病による入院」
- ⑩ 第 28 条（保険金の支払時期）（注 1）の規定中「前条（２）および（３）の」とあるのは「この特約第 9 条（保険金の請求）（２）および（３）の」
- ⑪ 第 28 条（保険金の支払時期）（１）①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無」とあるのは「疾病の原因、疾病の発病の状況、入院の発生の有無」
- ⑫ 第 28 条（保険金の支払時期）（１）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「疾病の程度、疾病と入院との関係」
- ⑬ 第 29 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（１）の規定中「第 26 条（事故の通知）の規定による通知または第 27 条（保険金の請求）の規定による請求を」とあるのは「この特約第 8 条（入院を開始したときの通知）の規定による通知または同第 9 条（保険金の請求）の規定による請求を」、「傷害の程度」とあるのは「疾病の程度」
- ⑭ 第 30 条（時効）の規定中「第 27 条（保険金の請求）（１）に定める時」とあるのは「この特約第 9 条（保険金の請求）（１）に定める時」

（２）この特約が傷害保険保険契約の継続に関する特約を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された場合」とあるのは「保険料率が改定された場合および被保険者の年齢が進行することにより当該被保険者の適用保険料率が変更となる場合」
- ② 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された日」とあるのは「保険料率が改定された日または被保険者の年齢が進行した日」

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表 1 第 3 条（保険金を支払わない場合）（2）③の精神障害

平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中次に掲げるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 1 0 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00－F07、F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10－F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20－F25、F28、F29
気分〔感情〕障害	F30－F34、F38、F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40－F45、F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50－F55、F59
成人の人格および行動の障害	F60－F66、F69
知的障害＜精神遅滞＞	F70－F73、F78、F79
心理的発達の障害	F80－F84、F88、F89
小児＜児童＞期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90－F95、F98
詳細不明の精神障害	F99

別表 2 第 9 条（保険金の請求）の保険金請求書類

分類項目
1．保険金請求書
2．保険証券
3．当会社の定める身体障害状況報告書
4．被保険者または保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
5．被保険者以外の医師の診断書（当会社の定める診断書に限ります。）
6．入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類
7．当社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
8．保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

（注）疾病入院保険金を請求するときには、上記書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病手術保険金支払特約（疾病入院保険金支払特約用）

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注 1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア．創傷処理 イ．切開術（皮膚または鼓膜） ウ．デブリードマン エ．骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ．抜歯手術 カ．異物除去（外耳または鼻腔内） キ．鼻焼灼術（鼻粘膜または下甲介粘膜） ク．魚の目またはタコ手術後縫合（鶏眼・胼胝切除後縫合） ② 次のいずれかに該当する治療行為 ア．新生物根治放射線治療（注 2） イ．悪性新生物温熱療法 （注 1） 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注 2） 50 グレイ以上の照射をいいます。
保険期間	この特約を保険期間の途中で付帯する保険契約条件の変更を当社が承認した場合には、その保険契約条件の変更がなされた期間をいいます。

第 2 条（特約の適用）

この特約は、この保険契約に疾病入院保険金支払特約が付帯された場合に適用します。

第 3 条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、被保険者が発病した疾病の治療を直接の目的として、保険期間中に病院等において手術を受けた場合は、この特約、疾病入院保険金支払特約および普通保険約款の規定に従い、1 回の手術につき、次の算式によって算出した額を、疾病手術保険金として被保険者に支払います。（注 1）

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

保険証券記載の疾病
入院保険金日額 × 10 = 疾病手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

保険証券記載の疾病
入院保険金日額 × 5 = 疾病手術保険金の額

（2）普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）に規定する手術保険金（注3）と、（1）に規定する疾病手術保険金が重複して支払われる場合には、当会社は、これらの金額のうち、いずれか高い金額を支払います。

（3）この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が疾病を発病したときが、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された疾病手術保険金の額と、疾病を発病したときの保険契約の支払条件により算出された疾病手術保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。

（注1）時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、そのうち最も高い倍率の1種類の手術についてのみ疾病手術保険金を支払います。また、医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても1回のみ算定される手術については、施術の開始日から60日の間に1回の支払を限度とします。

（注2）疾病入院保険金を支払うべき疾病の直接の結果として入院している間をいいます。

（注3）傷害を被った直接の結果として支払われるものをいい、この保険契約に付帯された他の特約の規定により支払われるものを含みます。

第4条（この特約が付帯された保険契約との関係）

（1）疾病入院保険金支払特約が無効のときは、この特約もまた無効とします。

（2）疾病入院保険金支払特約が保険期間の中途において終了したときは、この特約もまた同時に終了するものとします。

第5条（普通保険約款等の読み替え）

（1）この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第1条（用語の定義）「危険」の規定中、「傷害」とあるのは「疾病」

② 第12条（告知義務）の規定中「保険契約締結の際、」とあるのは「保険契約締結（この特約を保険契約の途中で付帯する場合を含みます。以下同様とします。）の際、」

③ 第12条（告知義務）（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「被保険者がこの特約第3条（保険金を支払う場合）の疾病を発病する前に」

④ 第12条（告知義務）（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「この特約第

3 条（保険金を支払う場合）（1）の手術が行われた後に」

⑤ 第12条（告知義務）（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した疾病による手術」

⑥ 第19条（重大事由による解除）（1）①の規定中「傷害を」とあるのは「疾病の原因となった事由を」

⑦ 第19条（重大事由による解除）（2）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した疾病による手術」

⑧ 第19条（重大事由による解除）（3）の規定中「傷害（注3）の発生した」とあるのは「手術（注3）の行われた」、「発生した傷害」とあるのは「行われた手術」

⑨ 第19条（重大事由による解除）（注3）の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した疾病による手術」

⑩ 第28条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無」とあるのは「疾病の原因、疾病の発病の状況、手術の実施の有無」

⑪ 第28条（保険金の支払時期）（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「疾病の程度、疾病と手術との関係」

⑫ 第30条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）（1）に定める時」とあるのは「この特約第3条（保険金を支払う場合）（1）の手術が行われた時」

（2）この特約が傷害保険保険契約の継続に関する特約を付した保険契約に付帯されている場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された場合」とあるのは「保険料率が改定された場合および被保険者の年齢が進行することにより当該被保険者の適用保険料率に変更となる場合」

② 第6条（継続契約に適用される保険料率）の規定中「保険料率が改定された日」とあるのは「保険料率が改定された日または被保険者の年齢が進行した日」

第6条（疾病入院保険金支払特約の適用除外）

この特約については、疾病入院保険金支払特約第5条（入院の取扱い）の規定は適用しません。

第7条（疾病入院保険金支払特約の読み替え）

この特約については、疾病入院保険金支払特約を次のとおり読み替えて適用します。

① 第6条（保険責任の始期および終期）（3）、（3）②および（3）③の規定中「開始した入院」とあるのは「受けた手術」

② 第6条（保険責任の始期および終期）（3）①の規定中「疾病による入院」とあるのは「疾病による手術」

③ 第7条（保険期間と支払責任の関係）（1）および第8条（入院を開始したときの

通知) (1) の規定中「第2条 (保険金を支払う場合) (1) の入院を開始した場合」
とあるのは「この特約第3条 (保険金を支払う場合) (1) の手術を受けた場合」

- ④ 第8条 (入院を開始したときの通知) (1) の規定中「入院の状況等」とあるのは「手術の状況等」

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款、疾病入院保険金支払特約およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

**死亡保険金、入院保険金、手術保険金
および通院保険金のみの支払特約**

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。